

プロジェクトチーム会議の運営について（案）

1 プロジェクトチーム会議の開催日時等の公開について

プロジェクト会議の会議を開催しようとするときは、あらかじめさいたま市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。

2 傍聴手続について

- (1) プロジェクト会議の会議を傍聴しようとする者は、傍聴申請書に住所及び氏名を記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。なお、この場合の傍聴の受付は、会議の当日、所定の場所で先着順により受け付ける。
- (2) 傍聴章の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。
- (3) 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、プロジェクト会議が特に認めたときは、当該定員を超えて傍聴させることができる。
- (4) プロジェクト会議の会議で使用する資料は、当該会議の都度傍聴人の閲覧に供する。
- (5) 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 オブザーバーについて

- (1) オブザーバーは、プロジェクトチームの設置期間を通じて、会派に属さない議員を代表する者1名とする。（代理参加は不可）
- (2) 議事の概要の公表において、オブザーバーの氏名及び発言要旨を公表する。なお、発言要旨は参考意見として委員の意見と区別する。

4 公開時の本プロジェクトチームの名称について

「インターネット上の誹謗中傷等対策に関する条例検討プロジェクトチーム」とする。